

第4期群馬県医療費適正化計画の概要について

1 計画策定の趣旨

日本の医療制度の根幹である国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくことが、喫緊の課題となっている。

この課題に対応するため、平成18年の医療制度改革において、「医療費適正化計画」の制度が創設され、国及び各都道府県に策定が義務付けられた。

現行の群馬県医療費適正化計画(第3期)の計画期間が令和5年度で最終年度となることから、この度、令和6年度以降の第4期計画を策定する。

2 計画の目的

県民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、「県民の健康の保持」及び「医療の効率的な提供」を実現することにより、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制(医療費適正化)」を図ることを目的とする。

3 計画の位置づけ

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項に基づく都道府県計画であり、厚生労働省が定める基本的な方針(医療費適正化基本方針)に基づき策定する。
- (2) 第9次群馬県保健医療計画と一体化し、同計画の一部として策定する。
(なお、保健医療計画は、群馬県総合計画の個別計画であり、医療分野における最上位計画となるものである。)

【計画の位置づけの見直し等】

医療費適正化計画の内容は、保健医療計画の内容と重複する部分が多いことから、次期医療費適正化計画の策定にあたっては、保健医療計画と一体化させることにより、計画策定の効率化を図る。具体的には、「保健医療計画」に医療費適正化に関する新たな章(第10章)を新設し、当該部分を「医療費適正化計画」として位置づける。

現行の計画のうち継続して取り組むべき課題については前期計画を引き継ぐことを基本としつつ、保健医療計画と内容が重複する部分等について、記載のスリム化を図る。

※国の基本方針においても、医療費適正化計画と保健医療計画を一体的に策定することができることが明示されている。

4 計画期間

6年間（令和6年度～11年度）

5 基本理念

- (1) 今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す。
- (2) 医療・介護の提供体制を支える医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくため、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていく。

6 計画に掲げる取組（案）

(1) 個別取組

ア 県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策

- (ア) 健康寿命の延伸
- (イ) メタボリックシンドローム対策の推進
- (ウ) たばこ対策の推進
- (エ) 歯科口腔保健の推進
- (オ) がん対策の推進
- (カ) 生活習慣病の重症化予防の推進
- (キ) 感染症重症化予防のための予防接種の推進
- (ク) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

イ 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策

- (ア) 病床の機能分化・連携の推進
- (イ) 地域包括ケアシステムの推進等
- (ウ) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
- (エ) 医薬品の適正使用の推進
- (オ) 医療資源の効果的・効率的な活用
- (カ) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

(2) 計画期間における医療費の見込み

ア 入院外等

自然体の医療費の見込み（令和11年度）に、次の(ア)～(ウ)の効果を加味する。

- (ア) 特定健診・特定保健指導の目標達成による効果
- (イ) 後発医薬品の使用割合の目標達成による効果
- (ウ) 地域差縮減の取組の効果

イ 入院

地域医療構想（病床機能の分化及び連携の推進）を踏まえた推計を行う。

ウ 作業 ※厚労省から7月に提示された推計ツールにより、今後行う。

県は、計画期間における医療費の見通しに関して、次の作業を行う。

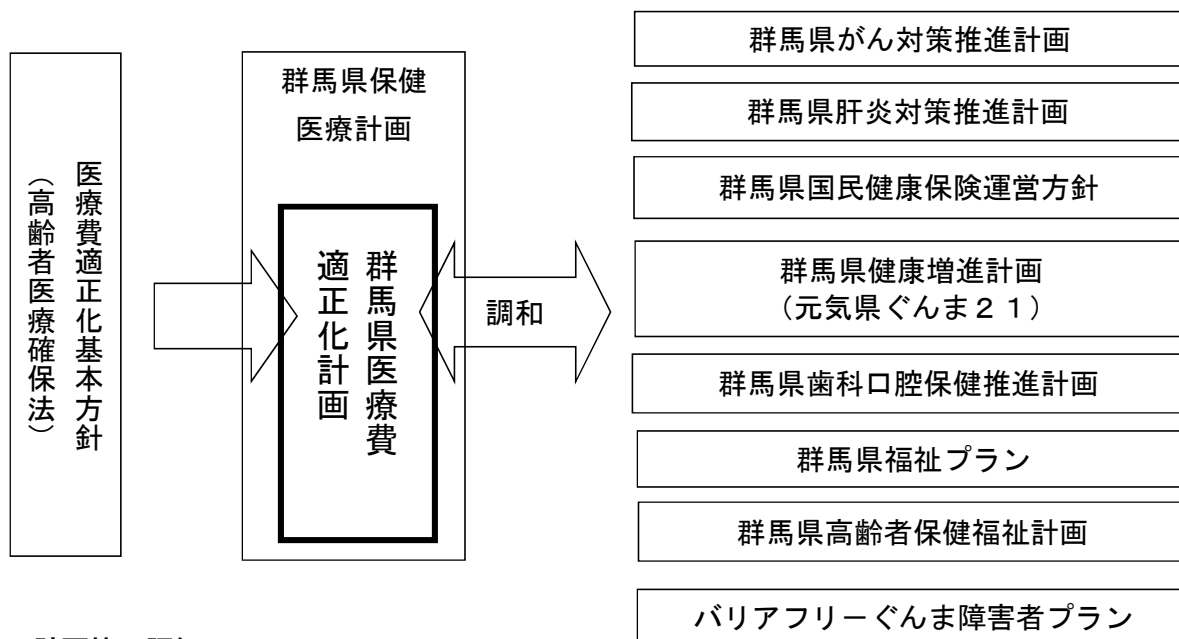
（ア）医療費適正化の取組を行わない場合の県民医療費の将来推計

（イ）第4期計画に基づく適正化の取組を行った場合の効果及び県民医療費の将来推計（医療費の見込みを年度別・制度区分別に算出）

（ウ）計画最終年度の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料（税）の試算

7 他の計画との関係

医療費適正化計画は、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を2本の柱とするものであり、前者については「群馬県健康増進計画」「群馬県がん対策推進計画」「群馬県歯科口腔保健推進計画」等、後者については「群馬県高齢者保健福祉計画」等との調和を図って策定する必要がある。



8 計画等の評価

(1) 進捗状況の公表

年度ごとに計画の進捗状況を公表する。

(2) 実績の評価

計画期間終了の翌年度である令和12年度に、目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その内容を公表し、厚生労働大臣に報告する。